

## 第5回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年8月8日(金)  
午後1時から

ところ 各務原市産業文化センター  
3階 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 題

#### 報告事項

報告第11号 木曾川文化圏市町合併協議会委員の変更について

報告第12号 新市建設計画策定にかかるアンケート調査について

#### 継続協議事項

協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

#### 協議事項

協議第19号 交通関係事業(コミュニティバス)の取扱いについて

協議第20号 条例、規則等の取扱いについて

協議第21号 町名、字名の変更について

協議第22号 建設関係事業(都市計画)の取扱いについて

協議第23号 友好都市提携・国際交流事業(都市交流)の取扱いについ  
て

協議第24号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議第25号 国民健康保険事業の取扱いについて

### 4. その他

#### 確認事項

地方税の取扱いについて(協議第18号)

「合併協議項目」の協議状況について

第6回以降の合併協議会開催日程等について

### 5. 閉 会

# 報 告 事 項

第 5 回 木曾川文化圏市町合併協議会

## 木曾川文化圏市町合併協議会委員の変更について

選出市町	区分	新委員名	旧委員名
川島町	2号委員 (議会選出)	おげき ますお 尾関 益男	かわせ かつひで 川瀬 勝秀

## 木曾川文化圏市町合併協議会委員名簿

平成15年8月8日現在

(敬称略)

氏名	ふりがな	選出市町	区分	備考
森 真	もり しん	各務原市	会長	
野田 敏雄	のだ としお	川島町	副会長	
横山 隆一郎	よこやま りゅういちろう	各務原市	2号委員	
白木 博	しらき ひろし	各務原市	2号委員	
尾関 益男	おぜき ますお	川島町	2号委員	
野田 功	のだ いさお	川島町	2号委員	
松田 之利	まつだ ゆきとし	共通	3号委員	
広瀬 利和	ひろせ としかず	共通	3号委員	
星野 鉄夫	ほしの てつお	各務原市	3号委員	
長谷川 匡一	はせがわ きょういち	各務原市	3号委員	
武藤 孝子	むとう たかこ	各務原市	3号委員	
松原 史尚	まつばら ふみたか	各務原市	3号委員	
小島 武	こじま たけし	川島町	3号委員	
荻谷 彰三	かりや しょうぞう	川島町	3号委員	
村井 宏行	むらい ひろゆき	川島町	3号委員	
田中 露美	たなか つゆみ	川島町	3号委員	
小森 利八郎	こもり りはちろう	各務原市	1号委員	
横山 勝利	よこやま かつとし	川島町	1号委員	

## 新市建設計画策定にかかるアンケート調査について

### (1) 目的

木曽川文化圏市町合併協議会では、新市建設計画策定にあたり、下記の目的で住民アンケートを実施する。

合併に関する住民の意向把握が主目的であるとともに、アンケートを行うことにより合併への住民理解の深まりやPR効果を間接的に期待するものである。

#### < 意向把握の観点 >

行政サービスへの満足度の把握	問題点・課題検討に活用
行動範囲の把握	魅力ある地域づくりと都市機能の棲み分け
将来イメージ、重視すべき施策の把握	将来像、重点事業検討に活用

### (2) 調査仕様

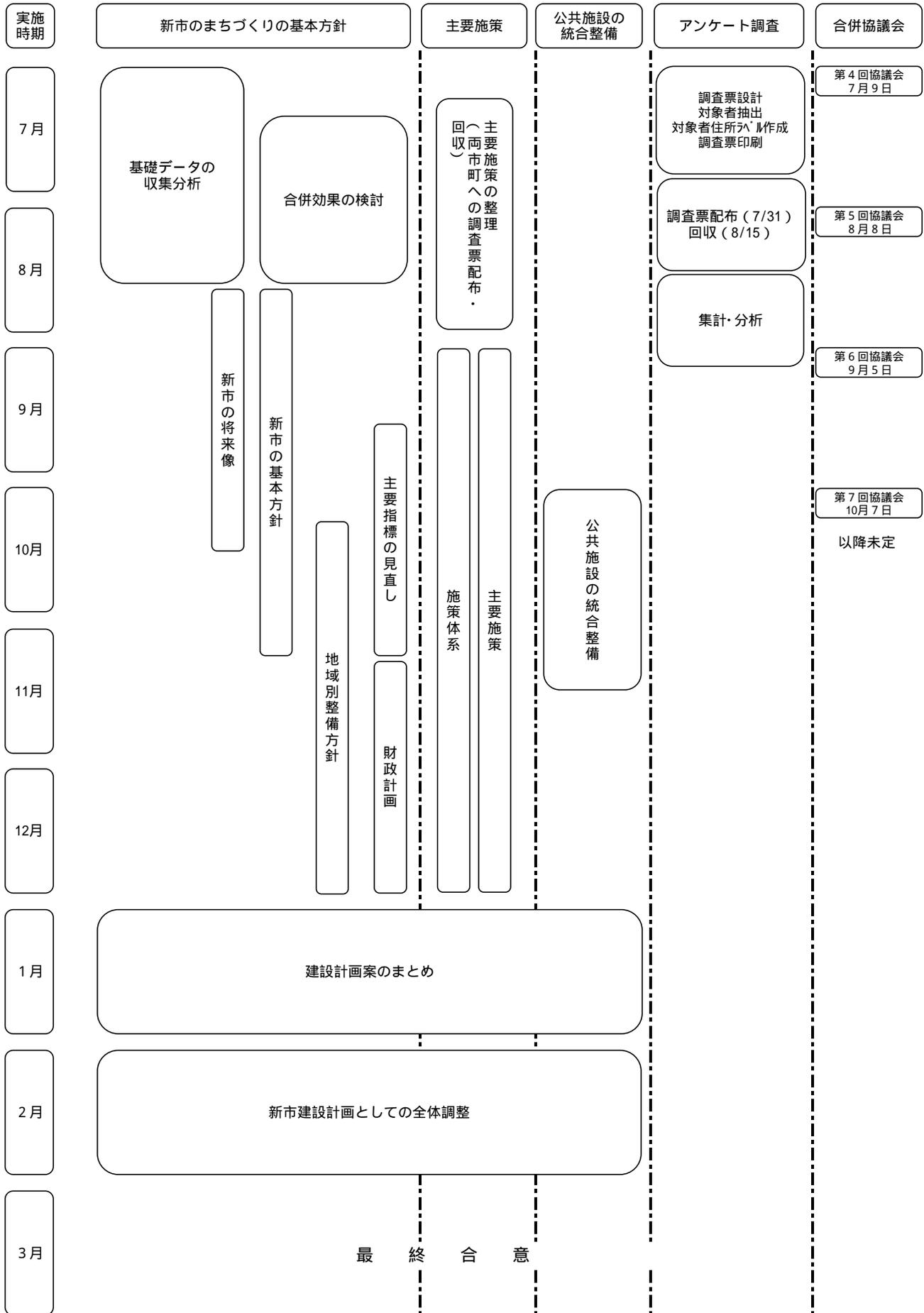
- ・ 調査対象 : 各務原市・川島町に在住する18歳(基準日8月1日)以上の住民
- ・ 抽出方法 : 各務原市、川島町の全世帯の1割を目処に1世帯1人の条件で、住民基本台帳より無作為抽出
- ・ 調査方法 : 郵送による発送・回収
- ・ サンプル数 : 5,100
- ・ 集計方法 : 単純集計、属性別クロス集計、必要に応じて項目間クロス集計
- ・ 分析方法 : 単純集計を基本とし、属性別、項目別クロス集計による分析
- ・ 調査期間 : スケジュール

発送日	平成15年7月31日
回収期限	平成15年8月15日
集計分析	平成15年9月中旬

### (3) 主な調査項目

- ・ 基本属性(性別・年齢・居住区・職種)
- ・ 行動範囲
- ・ 地域の現状と必要な施策
- ・ 地域の誇り
- ・ 合併への期待と不安
- ・ 合併後の将来像
- ・ 新市の名称の取扱
- ・ 自由意見

新市建設計画にかかるスケジュール（予定）



# 継 続 協 議 事 項

第 5 回 木曾川文化圏市町合併協議会

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（案）

小委員会付託

合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとする。

## 第 1 回議会議員の定数及び任期等に関する小委員会報告書（抜粋）

開催日時 平成 15 年 7 月 30 日（水）午後 2 時 56 分～3 時 28 分

会 場 各務原市役所本庁舎 4 階大会議室

出席及び欠席委員（敬称略）

出席

松田之利 星野鉄夫 長谷川匡一 武藤孝子 松原史尚 小島武 村井宏行

田中露美 小森利八郎 横山勝利

欠席

苅谷彰三

審議経過及び結果

- ・委員の互選により、松田之利委員長、長谷川匡一副委員長を選出。
- ・審議を尽くした結果、第 4 回合併協議会で幹事会が提案した「合併特例法の在任特例及び定数特例を適用する」案を、小委員会として合併協議会に報告することを、全会一致で決定した。

主な意見

委員

「在任特例を適用すると 17 年 3 月まで川島町議会議員の給料も上がるのか。1 月合併ならともかく、11 月だとどうかと思う。13 人に市議会議員の給料となると財政的にはどうなのか」

事務局回答

「現在、川島町議会議員の報酬は月額 21 万円、各務原市は 50 万円、単純に 50 万円×13 人だと 650 万円ほどになる。あとは社会保険料が 10 数パーセントで、約 747 万 5 千円が、13 人の議員の 1 カ月分の報酬と社会保険料相当額となる」

委員

「前回の委員会での案は、そこまで含めて出されていると考える。合併をスムーズに進めること、川島町の意見を可能な限り反映させることを優先しようというのではないか」

\*

\*

\*

\*

委員

「ドラスティックにやるより、段階的にやったほうがいい。財務的に厳しいところはあるが、トータル的に見てこの案に私は賛成したい」

委員

「特例を適用する任期が2年、3年もあるわけではない。2カ月程度のことである。むしろ、このことでもめて、後にずれ込むことのほうが怖い。円滑に進めたほうがいい」

委員

「こんなふうになればいいと思っていた案が出てきてありがたい」

委員

「急に議員の人数が減って、実際にどんな問題があるのかということより、減ることで住民は精神的に、あるいはいろいろな意味で落差を感じるのではないか。そういう点で、在任、定数特例を適用する案がいいと考える」

\*

\*

\*

\*

委員

「2名に発言権が与えられるか、議案の上程権はあるのか。2人の議員が川島町を代表して意見がきちんと述べられるような状況をつくれるよう、ご配意をぜひお願いしたい」

委員

「この委員会からの要望という形で合併協議会に出したらどうか」

以上

# 協議事項

第5回 木曾川文化圏市町合併協議会

交通関係事業（コミュニティバス）の取扱いについて（案）

旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに（仮称）川島線を新設する。

# 調整方針

## 専門部会 産業部会

### 交通関係事業（コミュニティバス）

#### 各種事務事業の取扱い

#### 協議細目

#### 調整の方針

旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに（仮称）川島線を新設する。

名称	各務原市 ふれあいバス	川島町
路線	平日 5路線 6～7往復 土休日 2路線 左右3周	未実施
運行時間	平日 7時10分～20時頃 土休日 8時40分～17時頃	
料金	1乗車100円 現金のみの扱い (未就学児は2人まで無料)	

（仮称）川島線運行後の平日路線イメージ図



平成12年6月より3年間の社会実験（期間H12.6.1～H15.6.30）を経て、平成15年7月より本格運行を開始

- ・平日（月～土）3路線、休日1路線
- ・路線長 14.8Km～18.5Km
- ・バス停数 23箇所～38箇所

社会実験 利用人員	平日 延464,335人 休日 延7,213人 計 延471,548人
--------------	---

・旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぐため、市役所本庁舎への交通アクセスの確保を行う。

- 市ふれあいバスに（仮称）川島線を新設する
- 1）新設路線の（仮称）川島線は、平日路線及び休日路線の2路線とする。
- 2）平日路線は、川島町東部を出発点として、川島町を横断し、公共交通機関の駅を経由して各務原市役所までとする。

また、休日路線は、河川環境楽園等観光施設等を考慮し決定する。

なお、新設路線の（仮称）川島線の細部の路線、停留所、往復数等は、今後両市町で検討する。

【運行開始時期について】  
合併時若しくは合併後速やかに運行を開始するものとする。  
ただし、河川環境楽園の世界淡水魚園水族館や観覧車がオープンする時期（平成16年7月頃）に合わせ、合併前の試行的な運行について、今後両市町で検討する。

条例、規則等の取扱いについて（案）

条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。  
ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

# 調整方針

## 専門部会 総務部会

協議項目		条例、規則等の取扱い		協議細目		条例、規則等の取扱い	
調整の方針							
ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。							
項目	区	分	各務原市	川島町			
例規集に搭載されている条例、規則等の数	条	例	165	110			
	規	則	139	71			
	規程	その他	214	118			
	計		518	299			

旧川島町の条例、規則等の取扱い分類について

編入合併により、合併の前日を以って川島町の条例、規則等はすべて効力を失うことになる。

このため、現行の川島町の条例、規則等について、各種事務事業の調整内容を踏まえ、以下の様に分類をして、作業を進める。

A	各務原市の条例、規則等を適用し、そのまま失効させて差し支えないもの	【例】	川島町役場の位置を決める条例
B	各務原市の条例、規則等の一部改正や経過措置を講ずる必要があるもの	【例】	各務原市公告式条例の一部を改正する条例
C	各務原市の条例、規則等として新規に制定する必要があるもの	【例】	各種公の施設の設置及び管理に関する条例

経過措置の取扱いと制定改廃時期

経過措置の必要なものについては、次の2つの方法から選択し、作業を行う。

(1)	当該条例、規則等を一部改正して附則等で規定する方法
(2)	特別措置に関する条例、規則等を制定して規定する方法

なお、合併時に制定改廃が必要な条例については、各務原市議会の平成16年9月議会を目的に調整を進める。

町名、字名の変更について（案）

川島町内の町の名称を変更する。

川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。

# 調整方針

## 専門部会 総務部会

### 協議細目 町名、字名の変更

川島町内の町の名称を変更する。  
川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。  
編入合併により「羽島郡川島町」が「各務原市」となり、  
方針としては、次の2案が考えられる。

案	川島町内の現行の町の名称のままとする。	【例】 岐阜県各務原市河田町1040番地の1
案	” の前に「川島」を付す。	【例】 岐阜県各務原市川島河田町1040番地の1

案は、町名が長くなり煩雑な感もあるが、「川島」の地名が残り、地域（場所）の“あたり”がつけやすいという長所があるため、本案を調整方針とする。

町名	変更前	読み方	町名	変更後	読み方
小網町	こあみまち		川島小網町	かわしまこあみまち	
松倉町	まつくらまち		川島松倉町	かわしままつくらまち	
河田町	こうだまち		川島河田町	かわしまこうだまち	
松原町	まつばらまち		川島松原町	かわしままつばらまち	
渡町	わたりまち		川島渡町	かわしまわたりまち	
北山町	きたやままち		川島北山町	かわしまきたやままち	
笠田町一丁目	かさだまちいちぢょうめ		川島笠田町一丁目	かわしまかさだまちいちぢょうめ	
笠田町二丁目	かさだまちにちぢょうめ		川島笠田町二丁目	かわしまかさだまちにちぢょうめ	
笠田町三丁目	かさだまちさんぢょうめ		川島笠田町三丁目	かわしまかさだまちさんぢょうめ	
笠田町四丁目	かさだまちよんぢょうめ		川島笠田町四丁目	かわしまかさだまちよんぢょうめ	
笠田町五丁目	かさだまちごぢょうめ		川島笠田町五丁目	かわしまかさだまちごぢょうめ	
笠田町六丁目	かさだまちろくぢょうめ		川島笠田町六丁目	かわしまかさだまちろくぢょうめ	
竹早町	たけはやまち		川島竹早町	かわしまたけはやまち	
緑町一丁目	みどりまちいちぢょうめ		川島緑町一丁目	かわしまみどりまちいちぢょうめ	
緑町二丁目	みどりまちにちぢょうめ		川島緑町二丁目	かわしまみどりまちにちぢょうめ	
緑町三丁目	みどりまちさんぢょうめ		川島緑町三丁目	かわしまみどりまちさんぢょうめ	
緑町四丁目	みどりまちよんぢょうめ		川島緑町四丁目	かわしまみどりまちよんぢょうめ	
緑町五丁目	みどりまちごぢょうめ		川島緑町五丁目	かわしまみどりまちごぢょうめ	

なお、以前から、各務原市においても町名から「那加」「鷺沼」「蘇原」の冠名を削るべきであるとの意見がある。  
この考え方によれば、案・案の選択に影響を与える要素となり得ることと、例えば、合併を契機として冠名を省くことも考えられる。  
しかし、現段階では、議論が熟しているとは言えず、また、合併事務がきわめて煩雑になることから、合併とは切り離して引き続き検討を行うべきであると判断した。  
さらに、市名自体の変更も検討課題とされている中、住所変更は行政（市・県・法務局）だけではなく、住民にも負担を伴うものであることから何度も行うことは好ましくない。

各務原市	川島町
那加緑町、蘇原緑町	緑町
蘇原北山町	北山町

<参考>  
各務原市と川島町  
における類似町名

建設関係事業（都市計画）の取扱いについて（案）

合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る。

# 調整方針

## 専門部会 建設部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	建設関係事業（都市計画）
調整の方針	合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る。		
項目	各務原市 川島町		
1. 都市計画区域	各務原都市計画区域	岐阜都市計画区域	
2. 区域の指定	各務原市全域	川島町全域	
3. 都市計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域及び市街化調整区域</li> <li>地域地区(用途、防火、準防火、緑地保全地区)</li> <li>都市施設(道路、公園、下水道、ごみ処理場、火葬場)</li> <li>市街地開発事業(土地区画整理事業、工業団地造成等)</li> <li>地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域及び市街化調整区域</li> <li>地域地区(用途)</li> <li>都市施設(公園、下水道)</li> <li>市街地開発事業(土地区画整理事業、工業団地造成等)</li> </ul>	
4. 法指定年月日	昭和38年7月16日	昭和46年3月31日	
5. 最終区域指定年月日	平成5年4月1日	平成8年5月1日	
6. 都市計画区域面積	79.75km <sup>2</sup>	8.02km <sup>2</sup>	
<p>【都市計画とは】 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。また、地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行及び都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(都市計画区域の変更時期) 市町村合併に伴う都市基盤整備等により岐阜都市計画区域においては、瑞穂市地域が独立、羽島市地域が羽島都市計画区域から岐阜都市計画区域へ、川島町地域が岐阜都市計画区域から各務原都市計画区域へなど整理すべき案件を抱えている。岐阜県としてはこれらを一括して都市計画区域を見直す意向である。そのため、都市計画区域の変更については、岐阜都市計画区域の変更と同時期になる。</p>			
<p>(参考法令)          【都市計画区域】          ・都道府県は、政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。(都市計画法第5条第1項)          【市町村の都市計画に関する基本的な方針】          ・市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。(都市計画法第18条の2第1項)          ・市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(都市計画法第18条の2第2項)          【市町村の都市計画の決定】          ・市町村は、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県都市計画審議会)の議を経て、都市計画を決定するものとする。(都市計画法第19条第1項)          ・市町村は、都市計画区域について都市計画(区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等)にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。(都市計画法第19条第3項)          ・都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。(都市計画法第19条第4項)</p>			

友好都市提携・国際交流事業（都市交流）の取扱いについて（案）

現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する。

# 調整方針

## 専門部会 産業部会

協議項目		各種事務事業の取扱い	協議細目	国際交流事業（都市交流）
調整の方針				
現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する。ただし、岐阜県板取村、徳島県川島町及び埼玉県川島町については、合併協議が行われているところもあり、今後その動向を見守る。				
項目	目	分野	各務原市	川島町
国際都市交流	産業交流	産業交流	<b>韓国 春川市</b> ・ 知識・情報・技術及び人材交流協約書（1999.7.7締結） ・ 産業交流事業、中学生体育事業、文化交流事業農業交流事業、職員交流事業等を実施	なし
			<b>米国カルフォルニア州セリトス市</b> ・ 姉妹教育交流協定書（2001.5.21締結） ・ 市内中学生派遣（40人） ・ 来春はセリトス市から中学生の受け入れ	
都市交流の現状	都市連合	都市連合	<b>GDCN [グローバル・デジタル・シティ・ネットワーク]</b> ・ 加盟都市7ヶ国11都市（2000.11.7加盟） 韓国春川市・英国ダンディ市・豪ゴールドコースト市等 ・ 各都市が所有している独自の情報加工技術を持ち寄り相互交流、協力を行う	
			<b>WTA [ワールド・テクノポリス・アソシエーション]</b> ・ 加盟都市33都市（1999.11.10加盟）	
国内都市交流	友好都市交流、災害時相互応援	友好都市交流、災害時相互応援	<b>福井県敦賀市</b> ・ 友好都市盟約（1989.10締結） ・ 災害時相互応援協定（1995.10.2締結） ・ イベント交流事業、職員交流、文化交流事業体育交流事業等を実施 ・ 市民休養の郷利用助成（宿泊費・日帰り海水浴ツアーに助成）	<b>徳島県麻植（おえ）郡川島町（かわしまちょう）</b> ・ 「全国川島町生涯学習サミット」（1994.11.3開催） ・ 災害時相互応援協定（2001.6.5締結）
			<b>岐阜県武儀郡板取村</b> ・ みどりの生活圏交流事業（1984年） ・ イベント交流事業を実施	<b>埼玉県比企（ひき）郡川島町（かわじままち）</b> ・ 「全国川島町生涯学習サミット」（1994.11.3開催） ・ 災害時相互応援協定（2003.7.2締結）
農業交流		農業交流		

# 調整方針

## 専門部会 産業部会

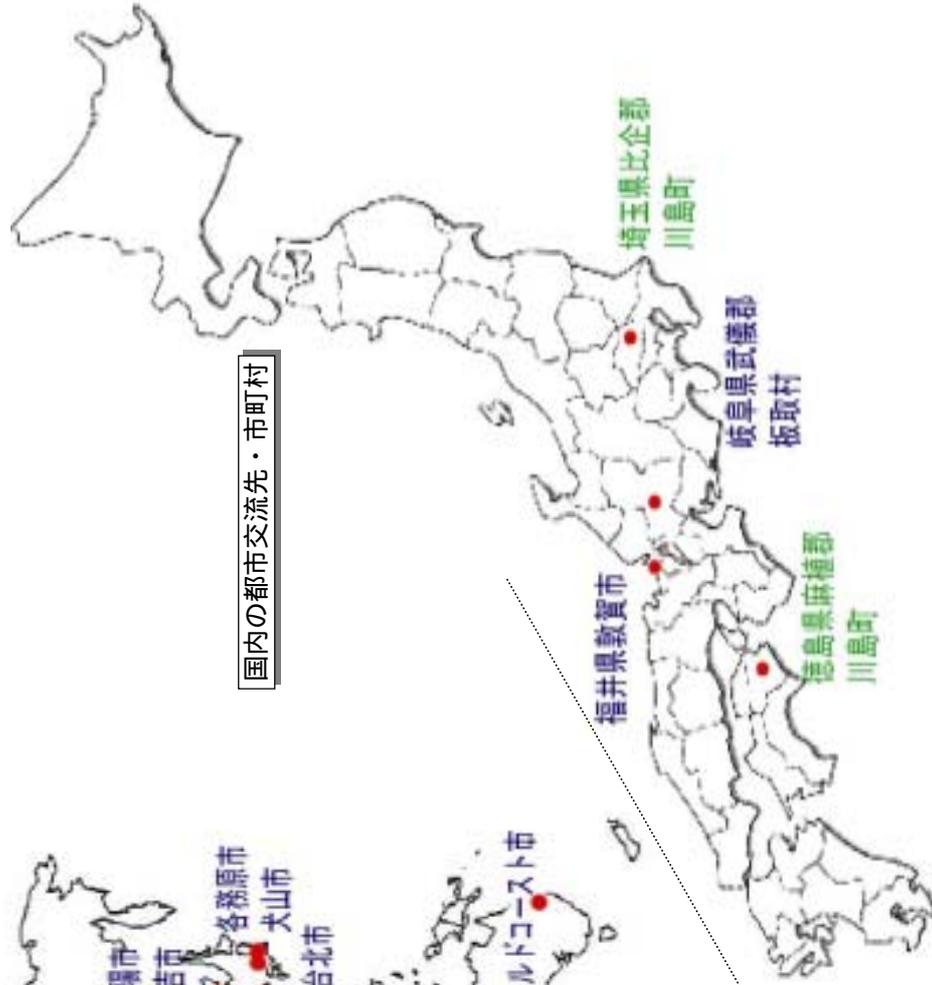
協議細目 友好都市提携・国際交流事業（都市交流）

協議項目 各種事務事業の取扱い

国際交流を行っている主な都市（GDCN加盟都市ほか）



国内の都市交流先・市町村



広報広聴関係事業の取扱いについて（案）

広報紙、ウェブサイト（ホームページ）、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する。

# 調整方針

## 専門部会 企画財政部会

協議項目		各種事務事業の取扱い	
協議細目		広報広聴関係事業	
調整の方針			
分野		各務原市	
川島町			
1. 広報紙	広報紙名	各務原市	川島町
	発行	各務原市	川島町
	部数	各務原市	川島町
	規格 (基本)	各務原市	川島町
	印刷単価 (基本)	各務原市	川島町
	契約	各務原市	川島町
	編集	各務原市	川島町
	配布	各務原市	川島町
2. テレビ・ラジオ	放送回数	各務原市	川島町
	放送日	各務原市	川島町
	放送局	各務原市	川島町
	放送回数	各務原市	川島町
	放送日	各務原市	川島町
	放送局	各務原市	川島町
3. ウェブサイト	URL	各務原市	川島町
	開設	各務原市	川島町
	サーバーの管理	各務原市	川島町
	情報の管理・更新作業	各務原市	川島町
	業者委託	各務原市	川島町

# 調整方針

## 専門部会 企画財政部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		広報広聴関係事業	
項目		各務原市		川島町			
4. 市民相談							
	相談種類	日時及び場所	相談内容				
	嘱託相談員による市民相談	毎週 水・木・金曜日 9:00～16:00	他人、親族間の争いや法律手続き				「介護・心配ごと相談」事業
	家庭就業相談	毎週水曜日 10:00～15:00	内職相談とあっせん				川島町社会福祉協議会への委託事業
	家庭相談	毎週月曜日 13:00～16:00	家庭内の問題				介護をはじめとする生活全般にわたる心配ごと相談を実施している。
	人権相談	毎月第1金曜日 13:00～16:00	人権問題に関すること				相談員
	法律相談	毎週火曜日 13:00～16:00 (予約)	紛争、事故などの法律相談				・民生児童委員
	行政相談	毎週火曜日 13:00～15:00	国、県、市に対する要望、苦情				・主任児童委員
	結婚相談	毎週水・土曜日 9:30～16:00	結婚相手の紹介				*必要に応じて社会福祉の専門家、法律に関する専門家等の内から町長が委嘱
	登記相談	毎月第2・4水曜日 13:00～16:00	土地、建物の売買や相続、遺言手続き				
	不動産相談	毎月第1水曜日 9:00～12:00	不動産に関すること				
	建築相談	毎月第1水曜日 13:00～15:00	住宅の設計、建築の条件手続きなど				
	交通事故相談	毎週木曜日 13:00～16:00	交通事故に関すること				
	税務相談	毎月第1・3金曜日 13:00～16:00	税に関すること				
	労働・社会保険相談	毎月第1金曜日 13:00～15:00	労災、雇用、保険の申請、労基法など				
	消費者相談	毎週月～金曜日 市民相談課職員で対応	消費生活(クーリングオフ等)				
	老人相談	毎週月～金曜日 総合福祉会館4F	高齢者に対する相談業務全般				
	年金相談	毎週火・木曜日 9:00～16:00	主に厚生年金に関すること				
	家庭児童相談	毎週月～金曜日 10:00～16:00	子どもの素行や心の問題				
	母子相談	毎週月～金曜日 10:00～16:00	母子家庭の経済、生活上の問題				
	少年電話相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	少年の心の悩みや子を持つ親の心配ごと				
	心配ごと相談	毎週火・木曜日 13:00～16:00	心配ごと、悩みごと、福祉に関すること				
	ポルトガル語相談	毎週月～金曜日 9:15～17:00	外国人(日系ブラジル人)の生活に関すること				
	悩み110番	毎週月～金曜日 市民相談課職員で対応	悩みごとについて				
	心の健康相談	毎月第2木曜日 13:30～14:30	精神的な病気の対応や治療について				
	パート労働相談	毎月第2火曜日 13:00～16:00	雇用者、被雇用者の労働条件等				
	平成14年度相談件数	合計 7,536件					

# 調整方針

## 専門部会 企画財政部会

協議細目 広報広聴関係事業

川島町

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目
5. まちづくりを語る会	各務原市 1. 実施地区 那加、稲羽、鵜沼、蘇原の4地区で実施。 2. 開催時期 6月～7月 3. 内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施単位4地区の連合自治会</li> <li>・参加者は地区内の自治会長、地区内の市議会議員、市長以下市の幹部（部長以上）</li> <li>・懇談する内容は、事前に各自治会長から上がってきたテーマを開催地区内で5～6のテーマに調整し、市事務局に提出する。テーマごとの回答は担当する部署で作成する。</li> <li>・会場での進行は、テーマごとに提出した自治会長が質問、要望等を会場で述べ、担当する部長が回答する。</li> </ul>	実施していない

国民健康保険事業の取扱いについて（案）

国民健康保険料（税）の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。

# 調整方針

## 専門部会 住民部会

### 協議項目 国民健康保険料(税)

### 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険料(税)の算定等に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。

項目	各務原市	川島町	調整方針
1. 料と税の調整	<p>1. 料率(平成15年度) (医療分)...4方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 6.4%</li> <li>・資産割 23.4%</li> <li>・均等割 24,000円/1人</li> <li>・平等割 30,000円/世帯</li> <li>・限度額 530,000円</li> </ul> <p>(介護分)...4方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 0.88%</li> <li>・資産割 4.50%</li> <li>・均等割 5,100円/1人</li> <li>・平等割 4,400円/世帯</li> <li>・限度額 80,000円</li> </ul> <p>2. 1人当たり保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 ... 79,620円</li> <li>・介護分 ... 16,125円</li> <li>・合計 ... 95,745円</li> </ul> <p>(14年度本算定時調定額)</p> <p>3. 料と税の相違点 保険料(各務原市)</p> <p>法規定(賦課権)...国保法76条、地自法231条 賦課権の期限制限...2年(国保法110条) 徴収権及び選付請求権...2年(国保法110条) 徴収権の優先順位...国税及び地方税に次ぐ (地自法231条の3第3項)</p> <p>料率等の改正...保険料率は市町村長による告示 不服申立...県に置かれる国民健康保険審査会に 対して行う(国保法91条)</p>	<p>1. 料率(平成15年度) (医療分)...4方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 5.2%</li> <li>・資産割 27.0%</li> <li>・均等割 29,000円/1人</li> <li>・平等割 31,000円/世帯</li> <li>・限度額 530,000円</li> </ul> <p>(介護分)...2方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割 1.30%</li> <li>・資産割 -</li> <li>・均等割 11,600円/1人</li> <li>・平等割 -</li> <li>・限度額 80,000円</li> </ul> <p>2. 1人当たり保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分 ... 77,204円</li> <li>・介護分 ... 19,316円</li> <li>・合計 ... 96,520円</li> </ul> <p>(14年度本算定時調定額)</p> <p>3. 料と税の相違点 保険税(川島町)</p> <p>法規定(賦課権)...地税法703条の4第1項 賦課権の期限制限...原則3年(地税法17条の5、6) 徴収権及び選付請求権...5年(地税法18条、18条の3) 徴収権の優先順位...地方税優先(国税と同順位) (地税法14条)</p> <p>料率等の改正...保険料率は条例に規定 不服申立...直接処分である市町村に対して行う (地税法19条)</p>	<p>税と料の選択については、各務原市の例による。</p> <p>ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。</p> <p>料(税)率に関しては、今後の医療費と介護保険料見込みを基礎とし、決定するものとする。</p> <p>* [ 調定額...調査し算定した 保険料(税) ]</p>

# 調整方針

## 専門部会 住民部会

協議項目		協議細目		調整方針
項目	各務原市	川島町	国民健康保険料(税)	
2. 賦課割合の調整 (応能・応益)	<p>1. 応能・応益割合(平成15年度) 5.5:4.5</p> <p>2. 軽減 7割、5割、2割</p> <p>7割、5割、2割の軽減額を維持していくためには、応益割の比率が45%以上必要</p>	<p>1. 応能・応益割合(平成15年度) 4.8:5.2</p> <p>2. 軽減 7割、5割、2割</p>	<p>応能・応益割の比率については、各務原市(5.5:4.5)の例による。 ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。</p> <p>* [ 応能...所得割と資産割 ] [ 応益...均等割と平等割 ]</p>	
3. 本算定、仮算定の調整	<p>1. 本算定、仮算定の時期 ・6月から本算定(住民税での所得決定後) ・仮算定は実施していない</p> <p>2. 納期 第1期 6月1日～6月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 8月1日～8月31日 第4期 9月1日～9月30日 第5期 10月1日～10月31日 第6期 11月1日～11月30日 第7期 12月1日～12月25日 第8期 1月1日～1月31日 第9期 2月1日～2月末日 第10期 3月1日～3月31日</p>	<p>1. 本算定、仮算定の時期 ・4月から7月まで仮算定 ・8月から本算定</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 5月1日～5月31日 第3期 6月1日～6月30日 第4期 7月1日～7月31日 第5期 8月1日～8月31日 第6期 9月1日～9月30日 第7期 10月1日～10月31日 第8期 11月1日～11月30日 第9期 12月1日～12月28日 第10期 1月1日～1月31日</p>	<p>本算定、仮算定の調整及び納期については、各務原市の例による。 ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。</p> <p>* 本算定...本年度の所得と資産が確定した後、保険料(税)を算定 仮算定...本算定の前に、前年度の所得と資産をもとに保険料(税)を仮に算定</p>	
4. 賦課総額の按分方法の調整	<p>1. 賦課総額の按分方法 (医療分) ... 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)</p> <p>(介護分) ... 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)</p>	<p>1. 賦課総額の按分方法 (医療分) ... 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)</p> <p>(介護分) ... 2方式 (所得割、均等割)</p>	<p>賦課総額の按分方式の調整については、各務原市(医療分、介護分とも4方式)の例による。 ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。</p>	

# 確認事項

第5回 木曾川文化圏市町合併協議会

地方税の取扱いについて（継続協議事項）

地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。

・都市計画税については、各務原市の例による。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、不均一課税を実施する。なお、不均一課税の方式については、以下の2案を提案する。

合併する日が属する年度及びこれに続く5年度で、段階的に調整する。

合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は、賦課を行わず、その後の2年度で段階的に調整する。

## 《参考》

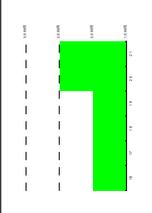
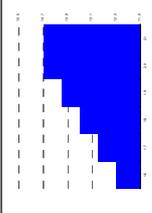
### 地方税の取扱いについて（承認事項）

地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。各税目の取扱いについては以下のとおりとする。

- 1．個人市民税については、各務原市の例による。ただし、均等割については合併特例法第10条第1項の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は、現行の基準に基づく不均一課税を実施する。
- 2．法人市民税については、各務原市の例による。ただし、法人税割については合併特例法第10条第1項の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度で、段階的に調整する不均一課税を実施する。
- 3．固定資産税については、各務原市の例による。
- 4．軽自動車税については、各務原市の例による。
- 5．市たばこ税については、各務原市の例による。
- 6．入湯税については、各務原市の例による。

# 調整方針

## 専門部会 税務部会

協議項目		協議細目		個人市町民税・法人市町民税・固定資産税	
調整の方針		地方税の取扱い		個人市町民税（均等割）及び法人市町民税（法人税割）については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は、不均一課税を実施する。また、都市計画税については、合併する日が属する年度及びこれに続く5年度において、不均一課税を実施する。	
税目	各務原市	川島町	調整	方針	針
1. 個人市町民税	<p>1. 税率 均等割 2,500円 (地方税法第310条第1項第2号 人口5万以上50万未満) 所得割 標準税率</p> <p>2. 納期 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～ 10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日</p>	<p>1. 税率 均等割 2,000円 (地方税法第310条第1項第3号) 所得割 標準税率</p> <p>2. 納期 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～ 10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日</p> 	個人市町民税については、各務原市の例による。 ただし、均等割については合併特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は、現行の基準に基づき不均一課税を実施する。 第4回合併協議会で承認済		
2. 法人市町民税	<p>1. 税率 均等割 標準税率適用 法人税割 100分の14.7 (制限税率) 制限税率の適用 昭和53年度～税率 100分の14.5 (当時) 現行税率の100分の14.7は、税制改正により昭和56年度から適用</p>	<p>1. 税率 均等割 標準税率適用 法人税割 100分の12.3 (標準税率)</p> 	法人市町民税については、各務原市の例による。 ただし、法人税割については合併特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く3年度で、段階的に調整する不均一課税を実施する。 第4回合併協議会で承認済		
3. 固定資産税	<p>1. 税率 100分の1.4 (標準税率)</p> <p>2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日</p>	<p>1. 税率 100分の1.4 (標準税率)</p> <p>2. 納期 第1期 5月1日～ 5月31日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 9月1日～ 9月30日 第4期 11月1日～ 11月30日</p>	固定資産税の納期については、各務原市の例による。 ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。 第4回合併協議会で承認済		

# 調整方針

## 専門部会 税務部会

協議項目		協議細目		調整方針
税目	地方税の取扱い	各務原市	川島町	
4. 軽自動車税	1. 税率 標準税率 2. 納期 5月11日～ 5月31日	1. 税率 標準税率 2. 納期 5月11日～ 5月31日	1. 税率 標準税率 2. 納期 5月11日～ 5月31日	軽自動車税については、各務原市の例による。 ただし、平成16年度については、それぞれ旧市町の例による。 第4回合併協議会で承認済
5. 市町たばこ税	1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円	1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円	1. 税率 標準税率 売り渡し等に係る製造たばこの本数 1,000本につき 2,977円 旧三級品 1,000本につき 1,412円	市たばこ税については、各務原市の例による。 第4回合併協議会で承認済
6. 入湯税	1. 税率 入湯客1人1日150円(標準課税) 2. 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	制度なし	制度なし	入湯税については、各務原市の例による。 第4回合併協議会で承認済
7. 都市計画税	1. 税率 100分の0.3 2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	制度なし	<p>制度なし</p>	都市計画税は、各務原市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定により、不均一課税を実施する。なお、不均一課税の方式については、以下の2案を提案する。 合併する日が属する年度及びこれに続く5年度で、段階的に調整する。 合併する日が属する年度及びこれに続く3年度は賦課を行わず、その後の2年度で段階的に調整する。

「合併協議項目」の協議状況 (H15.8.8現在)

基本的協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
1	合併の方式	H15.6.25	承認	H15.6.25	羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する 編入合併とする
2	合併の期日	H15.6.25	継続協議		【提案】平成17年(2005年)1月までとする
3	新市の名称	H15.6.25	継続協議		【提案】「各務原市」を基本とし、協議を継続する
4	新市の事務所の位置	H15.6.25	承認	H15.6.25	現各務原市役所の位置とする
5	財産の取扱い	H15.6.25	承認	H15.6.25	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて 新市に引き継ぐものとする

合併特例法に規定されている協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9	承認	H15.8.8	合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に 反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数 特例」を適用するものとする
7	農業委員会の委員の定数及び任期 の取扱い	H15.7.9	承認	H15.7.9	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する 合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、 選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の 在任期間だけ在任する
8	地方税の取扱い	H15.7.9	継続協議		【協議内容】原則として各務原市の制度に統一する。 ただし、個人市民税の均等割、法人市民税の法人税割 及び都市計画税については、不均一課税を実施する。 都市計画税の不均一課税の方法については専門部会・ 幹事会において協議中
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.9	承認	H15.7.9	川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員とし て引き継ぐものとする
10	新市建設計画				事務レベルで、計画素案を作成中

その他必要な協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
11	特別職の身分の取扱い	H15.7.9	承認	H15.7.9	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行 機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併 の前日をもって失職する (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある 場合は、その規定を適用する なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議 して定めるものとする
12	条例、規則等の取扱い	H15.8.8	承認	H15.8.8	条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用す る。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規 則等の新規制定、一部改正等を行うものとする
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料の取扱い				
16	公共的団体の取扱い				
17	補助金、交付金等の取扱い				
18	町名、字名の取扱い	H15.8.8	継続協議		【提案】川島町内の町の名称を変更する。 川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したも のを変更後の町の名称とする
19	慣行の取扱い				
20	国民健康保険事業の取扱い	H15.8.8	承認	H15.8.8	国民健康保険料(税)の賦課業務に関しては、原則とし て各務原市の現行制度に統一するものとする
21	介護保険事業の取扱い				

22	各種事務事業の取扱い					
(1)	友好都市提携・国際交流事業	(都市交流)	H15.8.8	承認	H15.8.8	現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する
(2)	電算システム事業					
(3)	広報広聴関係事業		H15.8.8	承認	H15.8.8	広報紙、ウェブサイト(ホームページ)、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する
(4)	消防防災関係事業					
(5)	交通関係事業	(コミュニティバス)	H15.8.8	承認	H15.8.8	旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバスに(仮称)川島線を新設する
(6)	保健事業					
(7)	障害者福祉事業					
(8)	高齢者福祉事業					
(9)	児童福祉事業					
(10)	その他の福祉事業					
(11)	環境事業					
(12)	農林水産関係事業					
(13)	商工・観光関係事業					
(14)	建設関係事業	(都市計画)	H15.8.8	承認	H15.8.8	合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る
(15)	上・下水道事業					
(16)	学校教育事業					
(17)	社会教育事業					